

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和7年5月20日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 令和7年度サイクル&バスライド駐輪施設設置業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

サイクル&バスライド駐輪施設設置業務 一式

イ 履行期間

契約締結日から令和7年12月19日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市7条通10丁目

旭川市地域振興部交通空港課

電話 0166-25-9851

2 契約を締結した年月日

令和7年4月21日

3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市春光町3639番4

公益社団法人 旭川市シルバー人材センター 理事長 中島 哲夫

4 契約金額

677,600円（うち消費税及び地方消費税相当額61,600円）

5 契約の相手方とした理由

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条に規定するシルバー人材センター、及びこれらに準ずる者として市長の認定を受けた者である旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴収したところ、旭川市中高齢者福祉事業団は辞退し、シルバー人材センターは提出された見積金額が予定価格内であったため。